

第92回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成28年6月16日（木）

沖縄総合事務局

第92回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成28年6月16日（木）14時00分
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出席者：

公益委員 宮里委員、儀部委員、春田委員、上江洲委員
労働者委員 姫路委員、大崎委員
使用者委員 大城委員、伊禮委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、宮里海事振興調整官
宮城課長補佐、普天間専門官

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第91回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

1. 第91回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成28年5月分）
3. 就職促進給付の拡充
4. その他

宮里部会長

定刻になりましたので、第92回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願ひします。

事務局（普天間専門官）

本日は、公益委員4名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。

～配付資料確認～ 以上です。

宮里部会長

それでは、始めに第91回船員部会の議事録の承認についてお諮ります。お手元に配付されています議事録を御確認ください。

事前にお目通しいただいていると思いますが、それでは原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

（「異議なし」）

宮里部会長

それでは、異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題2の管内の雇用状況等につきまして、事務局にご説明をお願いします。質問は最後に受け付けたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局（宮城補佐）

平成28年5月分の管内雇用状況等の概要について報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は6件でした。前月に比べ8件減少、また、前年同月に比べ2件増加となっております。

月間有効求人数は22件でした。前月に比べ4件減少、また、前年同月に比べ1件増加となっております。

月間有効求人数22件の内訳としましては、商船等21件、漁船1件となっております。月末未済求人数は20件でした。

●求職状況について

新規求職数は2名でした。前月に比べ5名減少、また、前年同月に比べ4名減少となっております。

新規求職数2名の内訳としましては、すべて商船等なっております。

す。

月間有効求職数は17名でした。前月に比べ6名減少、また、前年同月に比べ2名減少となっております。

月間有効求職数17名の内訳としましては、商船等15名、漁船2名となっております。

月末未済求職数は10名でした。

● 成立状況について

5月は成立はなく0件でした。

● 求人倍率について

5月の月間有効求人倍率は、1.29倍でした。

前月に比べ0.16ポイント増加、また、前年同月に比べ0.18ポイント増加となっております。

● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

5月の新規求職者2名は離職者であり、退職理由としましては、船舶所有者都合等が1名、自己都合が1名となっております。離職以外の方はいませんでした。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が1名、管外が1名となっております。

● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は2名、支給延べ件数は2件で、基本手当支給金額は204,342円、その他の支給はありませんでしたので、総支給額は204,342円でした。

以上で管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

宮里部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

質問が特にないようですので、議事3の「意見交換」に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

大崎委員（労）

沖縄の現状においては、観光産業が盛んで、特に海のレジャーが非常に多いと感じます。そこで、労災について質問をしたいのですが、海上と陸上を同様に職場とする労働者の労災適用について、どのような対応になっているのか。また、陸上で労災保険の料率で掛けているものが海上でけがをした場合にどのような対応になっているのかを質問させて頂きます。よろしくお願ひします。

事務局（野原課長）

労災保険の適用というのは、それぞれの掛けている保険料率での適用ということで、陸上職員が海上で業務上のけがや災害があった場合は場所にかかわらず掛けている労災保険の適用になっているよ

うです。

それと船員につきましては平成22年に船員保険の労災部分が、労災保険に統合されており、そこからの適用になるようです。ただし、船員につきましては、船員保険に加入しているということで、船員保険部分から一部追加で適用されるものがあるようです。

大崎委員（労）

料率が違うとどうなりますか。結局は今陸上で働いている人と海上で働いている人で職域が別々であればいいのだけれども、交互に働いているような場合や陸上勤務が多い場合や、海上勤務が多い場合の掛け率というのはどちら側で計算されますか。

事務局（野原課長）

まず、船員とそうでない方、陸上で働いている方は掛け率が違うと思いますが、船員は少々高めで手当も多いと思いますが、まず、その前に船員かどうかという判断をしないといけないと思います。船員として働くのかどうか。

主に働く場所は陸上で、週1回とか、たまに海上に出るという場合には、陸上の職員として判定がされた場合は、陸上職員としての労災保険での補償になります。どちらの補償で受けられるかは船員かどうかで分けられるかと思います。

大崎委員（労）

入り口の方で船員か陸上社員かという話で、陸上社員の場合、あるいは船員の場合というところで料率が決まり、けがしたところの場所ではなく、船員の位置づけでない人は、陸上の担保されている部分で補償されているということですね。

事務局（野原課長）

そうです。

大崎委員（労）

船員としての上乗せ部分は当然船員保険から出るので、船員保険未加入の人は出ないという位置づけで理解します。

伊禮委員（使）

沖縄の漁船については漁によりますが、10トン未満は船員法の適用を受けなくて、船員手帳の義務づけもないため、船員保険にも加入できず、労基法のなかでやってます。船主さんも自分で保険に入らないといけない状態でやっています。そもそも船員法も適用でない小さな漁船は船員としての労災適用も受けられない状況です。

宮里部会長

何かほかにありますか。

ないようでしたら、事務局より前回の質問に対する回答がありますので、よろしくお願ひします。

事務局（宮城補佐）

前回あった再就職手当の質問ですがあります、今後変更点があるかという質問でしたので、資料3についております資料の説明をします。

失業給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を、平成29年1月1日から引き上げるようです。就職を促進するための効果を狙ってということですが、現在、支給日数の3分の1以上を残した場合、残日数の50%支給となっておりますが、そこを10%あげて60%支給します。

それから3分の2以上残して再就職された場合は、現在60%の支給ですが、70%に拡充するという形で改正されるようです。
以上です。

宮里部会長

ありがとうございました。では、ただ今の説明に何か質問がありますか。ないようであれば事務局から連絡がありますので、お願ひします。

事務局（普天間専門官）

その他、情報提供ですが、資料に添付をしております「新規学校卒業者を対象とする船員の職業紹介及び求人事務取扱要領改正の概要」については、本年4月1日から適用しておりますが、新卒者を採用する場合に「青少年雇用情報シート」を努力義務で添付することで新卒者の採用に関して求人情報をきめ細やかに提供する形になっております。また、八重山地区で実施予定の「海事セミナーの開催」の案内文を添付しております。八重山地区は観光客の増加等により船舶の大型化が進んでいますが、大型の免状持ち船員が少ないということで将来を見据えて船員を育成するということで、進路指導等の教諭及び保護者を対象に今回初めて実施します。

最後に7月の船員部会は、7月21日（木）に5階の海技試験室で14時より開催いたします。出席できない場合は、事前に事務局までご連絡ください。

また、今回の議事録案は後日、いつもどおりメールで照会させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。

宮里部会長

それでは、本日の部会はこれで終了します。ありがとうございました。